

質 疑 応 答 書

件名 仙台区交通局バス出張所等電力需給

※回答は、入札説明書本編の7(2)により行います。

質 問 事 項		整理番号						
		回 答						
	①電力需給契約書(案)第10条(契約単価の変更)について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更いただけますか。入念確認として伺います。	電力需給契約書(案)第10条に基づき、変更について協議いたします。						
	②電力需給契約書(案)第11条について 電気料金の支払いが遅れた場合の定めがありませんが、事象が発生した場合、その都度協議となるのでしょうか。 弊社といたしましては、延滞利息率に関して、延滞利息率を年10%としておりますが、本内容で協議可能でしょうか。	支払いの遅延に関して、電力需給契約書(案)を別紙のとおり変更いたします。 なお、遅延利息率は、変更後の電力需給契約書(案)第11条第4項のとおりとします。						
	③入札金額積算内訳書について 内訳書における各月の基本料金(C欄)および電力量料金(G欄)の計算値は、小数点以下の端数を保持(小数点以下第3位切捨て)し各月の電気料金合計(H欄)において小数点以下を切捨てる計算式で作成することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。						

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに仙台区交通局ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名 仙台市交通局バス出張所等電力需給

※回答は、入札説明書本編の7(2)により行います。

整理番号							
質問事項		回答					
(1) 契約期間が令和6年10月1日から令和7年9月30日までとなっておりますが、電気料金の算定期間は現行の計量日から計量日となりますが宜しいでしょうか。		契約期間は令和6年10月1日から令和7年9月30日までであり、契約期間内の使用電力量について、電力需給契約書(案)第5条に基づいて計量してください。					
(2) 電気料金の算定期間が「質問(1)」の通りとなりますので、供給開始の令和6年10月1日から令和6年10月計量日までと令和7年9月計量日から令和7年10月30日分の請求に関しては、基本料金は日割り計算となりますが宜しいでしょうか。		使用電力量の計量日は、電力需給契約書(案)第5条に記載のとおりです。計量日より令和6年10月分及び令和7年9月分の電力使用に対する請求が日割計算となることを認めます。 なお、契約期間は令和7年9月30日までのため、令和7年10月1日以降に使用した電力は、本契約による計量および請求の対象外です。					
(3) 質問(1)及び(2)により、請求書は13回発行されることとなりますが宜しいですか。		契約期間内の使用電力について、電力需給契約書(案)第5条に基づく計量により日割計算となる場合、請求が13回となることを認めます。					
(4) 弊社は低圧電力の力率の変動による基本料金の割引又は割増を実施しておりませんので「落札単価=契約単価=請求単価」となりますが宜しいでしょうか。		問題ありません。					
(5) 契約書案第9条の但し書きに、燃調費単価は「旧一般電気事業者の燃料調整費額を超えない範囲で行う」と記載がございますが、これは「旧一般電気事業者(東北電力株式会社)の「低圧電気供給実施要綱」が定めた金額(単価)と認識して宜しいでしょうか。		お見込みのとおりです。					
(6) 東北電力株式会社様が燃料調整費単価の算出方法を変更し、それに伴い各契約種別の基本料金単価、従量料金単価を変更した場合、それに習い弊社も同様に単価変更の協議に応じて頂けますか。		電力需給契約書(案)第9条または第10条に基づき、変更について協議いたします。					